

町田市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市組織条例の一部を改正する条例

町田市組織条例（昭和44年4月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「財務部」を「財務部  
防災安全部」に、「建設部」を「道路部」に改める。

第2条の表財務部の項の次に次のように加える。

### 防災安全部

- (1) 消防及び防災に関すること。
- (2) 生活安全に関すること。
- (3) 交通安全に関すること。

第2条の表市民部の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同表建設部の項を次のように改める。

### 道路部

- (1) 道路の整備に関すること。
- (2) 道路の管理に関すること。
- (3) 道路の安全に関すること。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市組織条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(部及び所の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び所を設置する。</p> <p>略</p> <p>財務部</p> <p><u>防災安全部</u></p> <p>略</p> <p><u>道路部</u></p> <p>略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部及び所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>財務部</p> <p>略</p> <p><u>防災安全部</u></p> <p><u>(1) 消防及び防災に関すること。</u></p> <p><u>(2) 生活安全に関すること。</u></p> <p><u>(3) 交通安全に関すること。</u></p> <p>市民部</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>略</p> <p><u>道路部</u></p> <p><u>(1) 道路の整備に関すること。</u></p> <p><u>(2) 道路の管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 道路の安全に関すること。</u></p> <p>略</p>	<p>(部及び所の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び所を設置する。</p> <p>略</p> <p>財務部</p> <p>略</p> <p><u>建設部</u></p> <p>略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部及び所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>財務部</p> <p>略</p> <p>市民部</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 消防及び防災に関すること。</u></p> <p><u>(4) 生活安全に関すること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>略</p> <p><u>建設部</u></p> <p><u>(1) 土木に関すること。</u></p> <p><u>(2) 道路に関すること。</u></p> <p><u>(3) 交通安全に関すること。</u></p> <p>略</p>